

○広報 のぼりべつ

町の人口
男 16,715
女 16,635
計 33,350
世帯数 7998

昭和38年9月1日 第46号

発行 登別町役場住民係
印刷 室蘭印刷株式会社

実りの秋



札内スイカ畠で撮影 村時男氏

- 一、ゴミは指定した場所に捨てましょう
- 二、全家屋の再評価を行ないます
- 三、選挙人名簿調製に御協力を！
- 四、防災計画設定さる
- 五、育児手帳
- 六、としよりの福祉週間 ましよう
- 七、中小企業退職金制度に加入しました
- 八、福祉年金の額が改正されました
- 九、火災予防条例を制定
- 十、予防接種を行ないます
- 十一、煙突の取付に御注意
- 十二、ゴミは指定した場所に捨てましょう
- 十三、ゴミなどを、空地や河川に捨てている方がありますが、他人に迷惑をかけるばかりでなく、衛生上から云つても、良いことではあります。
- 十四、観光地である当町は、特別清掃区域に指定されているため、町の清掃条例によって、指定した場所（国道三十六号線の富浦、福別間の海岸寄りにあります）以外には絶対に捨られないことになっております。
- 十五、町では、今後指定した場所以外に捨ての方を見つけ次第、捨てゴミを処理してもらうほか、場合によつては、处罚することにしました。空地や河川などに捨ないで、清掃車で運んでもらいましょう。

昭和38年9月1日

全家屋の再評価を行います

固定資産税は土地、家屋、償却

資産を対象に、その評価額を基礎として課税されます。

(改正後は二年ごと)に評価額の改訂が行なわれることになります。

なかでも、土地と家屋は、三年ごと(改正後は二年ごと)に評価額

の改訂が行なわれることになります。

おり、その改訂を明年に控えてお

ります。ところが、これまでの固

定資産の評価方法は、次のような

いろいろな問題を含んでいるため

政府の諮問機関である固定資産評

価制度調査会が、現行制度の改善

を昭和三十六年に答申し、現在なお改正案を審議中で、近く最

終答申がされる予定です。

したがって、先に答申された案に

より、自治省で、新しい評価実施要領の具体化を急いでおりますが

評価期間がみじかいため、各市町村とも評価基準試案により、評価事務を進めております。

当町でも、すでに家屋の現況調査を行なっておりますが、町内の全戸を調査するため、十月末までかかる見込です。

家屋の調査は、その家屋の間取りや構造などを書きとらなければなりませんので、町職員が、室内に入立つたり、またいろいろお尋ねいたしますが、その際は、評価制度改正の趣旨を御理解いただきまして、まるしく御協力くださいま

すようお願いいたします。

◎評価制度はなぜ改正されるか

昭和二十五年に固定資産税が創設されてから数年間は土地、家屋、

償却資産の三者間の評価額の均衡は、おつむね確保されておりまし

たが、その後地価は急速に高騰し

基準年度(三年)ごとに行なわれ

た土地評価水準の引上げによっても、これに追いつくことができず

土地、家屋、償却資産の評価額の間に著しい不均衡を生ずる結果となりました。

そして、今までの評価の方法は、

国、地方自治体が、それぞれその

地に適した評価を行なつております

したので、国、都道府県、市町村

さらに市町村相互間の評価の均衡

がとれておりませんでした。

それで、これら国、都道府県、市町村相互間の均衡と、土地、家屋

償却資産の評価の均衡をとるため

に評価方法を全国的に統一することに改正されました。

◎評価方法

▼土地 売買価格を基礎として評定される正常売買価格が、評価額となります。

▼家屋 再建築価格を基礎として評

求められますが、その方法が、再建築費評点数(再建築価格)

を求め、それから経過年数に応じた減点と、地減差による減点を補正したものに、一点当たり単価を乗じて評価額を求めます。

選挙人名簿調製に御協力を!!

例年のことながら、九月十五日

現在で調製する基本選挙人名簿は

十二月二十日から明年十二月十九日まで

までの間に行なわれる各選舉に

用いる重要な名簿です。

それで、脱漏者のない完全な選挙所え電話が郵便で、申出でござ

い。

お申出を受けたら、すぐ調査票を

お送りして、資格の種類や就業希

望地などを記入していただき、御

希望を取纏めた上で、就業の斡旋

をいたします。

◎基本選挙人名簿に登録されるべき方

▼国籍要件

また、小路の奥などに置てある場

合は、車が入つて行けないため、

能率的に処理できませんでした。

そこで今後は、円滑な作業ができるよう、従来使用していた大型

のゴミ箱を禁止して、ポリペール

ゴミ容器(係で斡旋しており、見

本を役場に展示してあります)

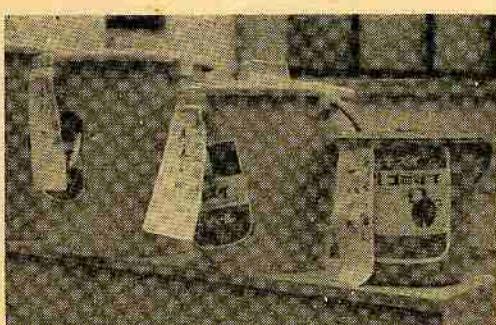
または、リング箱程度の箱を使用

していただき、作業員が鐘を鳴ら

て巡回の際に、清掃車まで、ゴミ

をお持ち願うようになりました

で、みんなの御協力をお願い致



防災計画設定さる

防災信号をおぼえて心
がまえを充分に!!

水害や火災などの災害から、住民の生命や財産を守るために、先の議会で、防災会議条例が制定されました。

この条例によって、災害に対する町や関係協力機関の責任と、義務を明確にすると共に、災害時ににおける応急対策を、総合的に、かつ迅速適確に実施するための具体的な事項を定めた防災計画を、このほど防災会議で決定しました。

その主な内容は、次のとおりですが、今回、特にみなさんがおぼえておかなければならぬ防災出動信号をお知らせします。

▼①防災組織（連絡、防災、救助等の各班の業務分担）

②通信計画（災害情報などの連絡）

③水防計画（水防資機材の配置状況と、その輸送計画など）

④火防計画（家屋、山林の密集図や、消火栓などの水利施設の配置状況など）

⑤救助計画（避難所や被災者の収容施設の位置図と炊出しなど）

⑥給水計画（飲料水の給水計画）

⑦交通計画（道路、橋梁の現況図）

防災出動信号一覧表

水防信号		凡例	○鳴る	V休む
方法区分	サイレン信号	警鐘信号	摘要	
警戒信号	5秒 ○—V 15秒	5秒 ○—V 15秒	○休止 ○休止	○ 警戒水位に達したとき 気象台から通報を受けたとき
出動第一信号	5秒 ○—V 6秒	5秒 ○—V 6秒	○—○—○ ○—○—○	○—○—○ 水防管理団体及び消防機械に属する者の全員出動信号
出動第二信号	10秒 ○—V 5秒	10秒 ○—V 5秒	○—○—○—○ ○—○—○—○	○—○—○—○ 水防管理団体の区域内に居住する者の出動信号
危険信号	1分 ○—V 5秒	1分 ○—V 5秒	乱投	必要と認めた地域内の居住者に避難のため立退したことを知らせる信号

消防信号		凡例	○鳴る	V休む
方法区分	種別	サイレン信号	警鐘信号	その他の信号
火災信号	近火信号 分団区域内	3秒 ○—V—V○—V○—V○ 2秒	○—○—○—○(連点)	
	応援信号 分団区域外	5秒—6秒 ○—V○—V○—	○—○—○ ○—○—○(3点)	
	信号町外	—V○—V○—	○—○ ○—○(2点)	
鎮火信号			○○—○ ○—○	
山林火災信号	出場信号 町内町外	10秒 2秒 ○—V○—V○ —V○—V○	○—○—○ ○—○	吹流旗
	応援信号			
火災警報信号	火災警報発令信号	30秒 ○—V—○—V—○—V —○—V—○	○ ○—○—○—○	口頭伝達掲示板の撤去 吹流し及び旗
	火災警報解除信号	3秒 10秒 ○—V○—V○—V○ —V○—V	○ ○—○ ○—○	
	演習召集信号	15秒 ○—V—○—V○—V 6秒 ○—V○—	○ ○—○—○	

育児手帳しつけのしおり（その一）

子供は小さいときのしつけ方次

第でどうにでもなります。良いし
つけをして強く、正しい子供を育
てましょう

▼愛情の正しい現わし方を考え
ましよう

親と子の間では、黙っていても愛
情が伝わっているというような考
え方はいけません。親がうつかり
していて、子供に愛情が伝わらな
いこともあります

子供に要求するだけでなく、親が
善悪やものの美しさを認めるよう
なくらし方をすることから、子供
は学ぶものです。親がまず手本を
示しましょう

▼父母はしつけ方を一致させま

「としよりの福祉週間」

九月十五日～九月二十一日

九月十五日は「としよりの日」
です。

町では、この日を祝し、より一そ
う、としよりを大切にすることを
強調するため、十五日から一週間
を「としよりの福祉週間」として
各地区で、敬老会や慰安会など、
いろいろな行事を行なうほか、み
なさんに、次のことがらを呼びか
なさい。

▼がまんすることを教えましよ

甘やかしすぎで、しんばう強さの ない子供になると、子供の集団や 社会に出て適応できません。子供 が自分なりに自分の行い反省す るようにならなければなりません。

▼親がまずやつて見せましよ

世話をやきすぎたり、かばいすぎ
ると依存心が強くて、性格の弱い
子ができます

▼独立心を育て責任をもたせま しよ

年令に応じて、自発的ないい分を
認め、責任をもたせるようにしま
しょう。

▼独立心を育て責任をもたせま しよ

世話をやきすぎたり、かばいすぎ
ると依存心が強くて、性格の弱い
子ができます

▼親がまずやつて見せましよ

年令に応じて、自発的ないい分を
認め、責任をもたせるようにしま
しょう。

中小企業退職金制度 に加入しましょ

これは中小企業の事業主体が從

業員の退職に備えて毎月僅かな掛け
金で確実、有利な退職金の支給を行
ない従業員が希望をもって仕事に励む
ことができるよう、設けられたのがこの制度です。加入方法等について説明します

一、加入できる範囲は

常用の従業員数が100人（商業
サービス業は50人）以下の事業

二、加入する場合は

試用期間中の者などを除いて、す
べての従業員に加入させるようにな
して下さい

三、お申し込みは

申込金を添えて近くの金融機関の
窓口へお申し込み下さい、申し込
用紙は金融機関に備えてあります

三、掛金とその払込は

一人月200円以上一、200円
まで、一〇〇円引きざみになつて
おり、掛金の額は事業主が決めま
す。掛金は事業主の負担で、各月
分を翌月の末口までに払い込んで
下さい。

▼老人をいたわる。

健康を保ち、時代感覚を身につ
けて、話せる老人になるようにつ
努める。

▼地城ぐるみで行なう老人福祉活 動の推進に協力する

老後の所得保障や、医療保障を
高める運動の推進

身体障害者手帳の 更新のお知らせ

登別町内に居住している方で、
なお、生活保護世帯の方の写真代

金は、北海道身体障害者福祉協会
で負担いたしますから、その旨申

枚をお持ちください。

更新は、社会係で受付ております
ので、手帳と、手帳に貼る写真一
枚をお持ちください。

更新をしなければなりません。
お持ちの方、または紛失された方
は再交付申請をした上で、手帳の

更新をしなければなりません。

①初任給

②昇給

③賞与

④諸手当

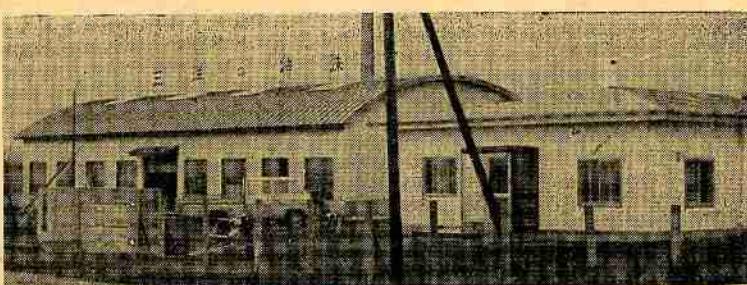
⑤慰安旅行

⑥技術講習

⑦その他

春・夏・秋各一回（一泊旅行）

入社後六ヶ月間、東京で技術講
習（寮の施設あり）



(写真は一部創業開始した三洋工業登別工場)

福祉年金の額が改正されました

福祉年金の支給金額と、所得制

支給されません。

限金額が、十月から改正されます

次に改正前と比較してみましょう

▼老令福祉年金

新二三〇〇円

旧二〇〇〇円

▼障害福祉年金

新二六〇〇円

旧二二〇〇円

▼母子福祉年金

新一五六〇〇円

旧一二〇〇〇円

▼障害福祉年金

新一八〇〇円

旧一五〇〇円

▼母子福祉年金

新一八〇〇円

旧一五〇〇円

▼障害福祉年金

新一八〇〇円

旧一五〇〇円

▼母子福祉年金

新一八〇〇円

旧一五〇〇円



カルルス保養温泉

登別町営国民宿舎 オロフレ荘

Tカルルス11番

ご家族づれのご湯治にみなさんのおこしをお待ちしております

納税貯蓄でもう安心

税金はわたくしたちの日常生活に必要な経費を、住民としてお互に負担するのですが、この税金を納期にまとめて納めるとなると、とにかく苦労になります。そこで日々から納税に備えて特別に貯金しておけば安心なのが、それも自分ひとりで毎日銀行や郵便局へ預けに行くのではなく、なか実行できそうもありません。

しかし納税貯蓄組合に加入しま

すと、日掛け、月掛けといった方法

で楽に、確実に準備貯金ができる

税金の納期に頭を痛めることもな

くなるわけです。それだけではあ

りません。納税貯蓄組合員には、

いろいろな特典があります。たと

えば納税準備貯金には普通預金よ

り高い利子がつきますし、もし組

合員のかたが期限までに納税でき

ないようなことになったときには

納税資金を借り入れできる制度も

あります。また納税貯蓄組合に加入していないかたは、早くお入

りになつて納税貯蓄を安心してお

迎えください。納税貯蓄のこと

くわしく知りたいかたは税務課へおたづねください。

國民健康保険証を更新します

健健康保険者証は、四月中に更新しなければなりませんが、まだ更新していない方は九月中に更新して下さい。

9月の納税

町・道民税・2期

納期 9月16~9月30日

国民健康保険税 2期

納期 9月1日~9月30日

納期内に納めましょう

火災予防条例を制定

危険物を取扱うときは届出を!!

万一の場合も、被災を最少限度に

くいとめるために、危険物などの所在や管理を明らかにして、消防署する場合

活動がスムーズに行なわれるよう
火災予防案等が制定されましょ
▼煙火の打上げ（仕掛け花火も含ま
ります）をする場合

それで、現在つぎの事項に該当す
▼水道を断水または減水するとき

る場合や、今後該當されたときは、
必らず、役場か最寄りの支所に届
▼催物（映画、演劇、サークัสな
ど）を開催する場合

届出用紙は、設易や各支所にて貰え
てください。

事を行なう場合

▼映画館 旅館 遊戯場を開業する場合

▼炉、かまど、ボイラ、乾燥設備、火花を発する施設を設置する
▼圧縮アセチレンガス、液化ガス等を貯蔵する場合

る場合、たき火、ゴミ焼など、火災とまことに

発電設備　発電設備　蓄電池　蓄電池　ぎらわしい煙を発する場合

乳幼児健康相談と三才
児健康相談の結果をさせ
母子手帳を必ず持参下さい。
▼九月十四日 午後一時～三時迄

乳幼児相談と栄養相談並び
登別保育所

九月十六日 午後一時三十分
温泉公会堂

年九月十六日以降の出生児と、昭
▼九月十七日 午後一時～三時迄
幌別生活館

和三十一年四月一日から、三十五年三月三十日までの出生児で、
▼九月十八日 午前十時より三時迄
（投易会議室）

料金は無料（但し股脱撮影をする
方は七〇円）です。 ▼九月二十一日 午後一時三時

日時と場所は、次のとおりですが

予防接種を行います

煙突の取付に御注意

予防接種を行います 煙突の取付に御注意

各種予防接種を、児童、生徒は 秋も日一日と深まり、ストーブ
九月二日から各学校で、一般の方 を取付る時期が近づいてきました
は、九月十九日から先に回覧物で ストーブを使う秋から春にかけて の取付方は、町の規則で図解のと
お知らせした場所で行ないます。 めに起っていますがストーブや煙突
次に該当される方は、もなく接 は、一年中で一番火災の多い季節 れたとおりに取付して、火災のな
です。

い明るい町をつくりましよう。

煙突の取付に御注意

その原因の大部分は、ストーブや煙突の取付が危険な状態であったために起っていますがストーブや煙突の取付方は、町の規則で図解のとおり定められています。定められたとおりに取付して、火災のない明るい町をつくりましょう。

ストース及び煙突の取付見取図

